

市有野元墓地の使用について

1. 市有野元墓地に設置する納骨堂のスラブの大きさは、縦・横とも114cmとし、高さ（スラブの上部まで）は、74cmに統一する。
2. 各人の墓地内には、ブロック塀、さくがき、フェンス等周囲の外柵並びに燈籠、門柱、手洗い鉢、植木、物置き台は認めない。
3. 納骨堂は、うしろの境界から20cmの間隔で設置すること。
4. 墓地内の舗装は認めない。但し、参道の設置あるいは、玉砂利（碎石は除く）の敷込みは認める。

この場合、縁石より高くなならないよう砂を取り除き、参道の敷石については巾40cmにする。

5. 納骨堂の地下方式及び半地下方式は、設置を認めない。
6. 墓地の使用権は、売買、譲渡、または貸与することはできない。不用になった墓地は、原形に復し市に返還すること。
7. 使用許可を受けてから2か年使用しないときは、許可を取り消す。
8. 各人の墳墓（管理墓地を含む）周囲は、常に清掃し、他人に迷惑が、かからないように管理すること。
9. 右記2の、物置き台については、材質が石、コンクリート、ブロックに限り、寸法を幅70cm、奥行41cm、高さ56cm以内とし、周囲の景観と調和し美観を損なわない構造であれば、設置を認めるものとし、期日を平成18年8月1日からとする。

ただし、違反構造が判明した場合は、すみやかに撤去させるものとする。

10. その他墓地使用について不明な点があった場合は、市役所**市民生活課**（電話・代32-3111番 直・33-5614）へご連絡ください。